

報告第2号

専決処分(桐生市都市計画税条例の一部改正)の承認を求めるについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月1日提出

桐生市長 亀山豊文

専 決 処 分 書

桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 31 日

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市条例第 26 号

桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例

桐生市都市計画税条例(平成 10 年桐生市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 条の前の見出し及び同条中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改める。

附則第 4 条及び第 5 条中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第 6 条及び第 7 条中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改める。

附則第 8 条(見出しを含む。)中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改める。

附則第 12 条中「第 17 項」の次に「、第 18 項、第 20 項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の桐生市都市計画税条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 29 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報 告 説 明

報告第2号 専決処分(桐生市都市計画税条例の一部改正)の承認を求めるについて

平成30年3月31日付けをもって地方税法等の一部が改正されたことに伴い、桐生市都市計画税条例についても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、平成30年3月31日に専決処分をもって措置したものです。

主な内容は、土地に係る都市計画税の負担調整措置の延長を行うとともに、法律が改正されたことにより、法律を引用する条文の文言整備を行うものです。